平成２８年（フ）第９０号
秋田市川元山下町９番15号　コーポ美記６号
債務者　大日向　譲
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
福島県南相馬市原町区雫字聖下267番地
債務者　田部　進一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第７２２号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅14―204、前住所京都市中京区聚楽廻東町３番地１　シティハイツ山根304号
債務者　奥本　理江
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
福井県坂井市丸岡町愛宕27番地　２－４－６、旧住所福井市光陽１丁目12番４号
債務者　砂子　　恵（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
福井県坂井市春江町西太郎丸第18号60番地ウエストグリーン　Ｂ102号室、旧住所福井県勝山市北郷町東野第14号22番地
債務者　石川　春貴
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
福井市森田新保町第２号22番地
債務者　野阪　ゆか（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
長野県上伊那郡宮田村4824番地１
債務者　新立　千尋
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市御園３丁目12番15―305号
債務者　大森　一寿
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４１号
千葉県流山市野々下６丁目538番地の13　アパートメントダイナ102
債務者　千葉由美子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３５２号
千葉県柏市みどり台４丁目４番12号
債務者　齊藤　　陵
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９５号
千葉県野田市山崎2628番地の135
債務者　前田明日美（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１号
山口県柳井市柳井4393番地　市営住宅５棟102号
債務者　増本　昌子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３６６号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番５号　メゾン下沢　203号
債務者　越智　涼子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９３号
神戸市垂水区狩口台１丁目８番306号、従前の住所神戸市垂水区学が丘５丁目２番502―102号
債務者　稲月　　汎
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４３号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番１―205号
債務者　桝岡　ゆか（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８８号
神戸市垂水区東垂水２丁目18番13号
債務者　宗友　歳己
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０２号
神戸市灘区中原通１丁目２番５号
債務者　廣田健磨ことオザキトモヒコこと　黄智**德**
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部